

第4部 原子力災害対策編

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設）及び事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

① 本巢市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

- この計画は、本巢市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編及び県の地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。
- 市等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備する。

② 本巢市における他の災害対策との関係

- この計画は、「本巢市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「本巢市地域防災計画（一般対策編、地震対策編）」に拠るものとする。

③ 計画の修正

- この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更する。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図る。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（平成28年3月1日改訂）を遵守するとともに岐阜県地域防災計画（原子力災害対策計画）との整合性を図るものとする。

第5節 計画の基礎とするべき災害の想定

本市は、最寄りの原子力事業所から最短距離で約45kmに位置しているが、本市周辺の原子力事業所において原子力災害が発生した場合、その直接的な影響が本市に及ぶことを前提として、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、対象とする原子力事業所及び予測される影響を次のとおりとし、市として必要な対策を進める。

① 岐阜県周辺の原子力事業所

本計画で対象とする原子力事業所

- 原災法施行令第2条の2の規定により、岐阜県が関係周辺都道府県として定められている下表の原子力事業所とする。
- 次章以降において、「原子力事業所」又は「原子力事業者」とあるのは、それぞれ下表に記載する「発電所」又は「事業者」を指すものとする。

事業者名	日本原子力発電株式会社		
発電所名	敦賀発電所		
所在地	福井県敦賀市明神町		
距離	本巣市役所（岐阜県本巣市文殊324番地）から約65km		
号機	1号機	2号機	
電気出力	35.7万kW	116.0万kW	
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	加圧水型軽水炉	
熱出力	107.0万kW	342.3万kW	
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	
運転開始	S45.3.14（運転終了H27.4.27）	S62.2.17	

事業者名	関西電力株式会社		
発電所名	美浜発電所		
所在地	福井県三方郡美浜町丹生		
距離	本巣市役所（岐阜県本巣市文殊324番地）から約70km		
号機	1号機	2号機	3号機
電気出力	34.0万kW	50.0万kW	82.6万kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	103.1万kW	145.6万kW	244.0万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S45.11.28	S47.7.25	S51.12.1

	(運転終了 H27. 4. 27)	(運転終了 H27. 4. 27)	
--	-------------------	-------------------	--

事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構		
発電所名	高速増殖原型炉もんじゅ		
所在地	福井県敦賀市白木		
距離	本巢市役所（岐阜県本巢市文殊 324 番地）から約 70km		
号機	—		
電気出力	28.0 万 kW		
原子炉型式	高速増殖炉		
熱出力	71.4 万 kW		
燃料種類	プルトニウム・ウラン混合酸化物、劣化ウラン		
運転開始	廃止決定 H28. 12. 21		

事業者名	国立研究開発日本原子力研究開発機構		
発電所名	原子炉廃止措置研究開発センター（通称「ふげん」）		
所在地	福井県敦賀市明神町		
距離	本巢市役所（岐阜県本巢市文殊 324 番地）から約 65km		
号機	—		
電気出力	16.5 万 kW		
原子炉型式	新型転換炉		
熱出力	55.7 万 kW		
燃料種類	二酸化ウラン燃料、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料		
運転開始	S54. 3. 20（運転終了 H15. 3. 29）		

近県に所在する原子力事業所

- 前記以外に、近県（福井県、石川県及び静岡県）には、下記に記載する 4 原子力事業所（以下「近県事業所」という。）が所在している。
- 岐阜県は、これら近県事業所を運営する原子力事業者との間で取り交わした交換文書「原子力事業所の安全の確保及び異常時の通報並びに平常時の交換について」（以下「近県事業者との交換文書」という。）に基づく通報・連絡並びに情報交換体制を確立していることから、市は、県からこれらの事業者から警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に係る通報があった旨の連絡を受けた場合は、本計画に記載する緊急事態応急対策に準じ、必要な対策を講じる。

事業者名	関西電力株式会社			
発電所名	大飯発電所			
所在地	福井県大飯郡おおい町大島			
距離	本巢市役所（岐阜県本巢市文殊 324 番地）から約 95km			
号機	1 号機	2 号機	3 号機	4 号機
電気出力	117.5 万 kW	117.5 万 kW	118.0 万 kW	118.0 万 kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	342.3 万 kW	342.3 万 kW	342.3 万 kW	342.3 万 kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料

運転開始	S54. 3. 27	S54. 12. 5	H3. 12. 18	H5. 2. 2
------	------------	------------	------------	----------

事業者名	関西電力株式会社			
発電所名	高浜原子力発電所			
所在地	福井県大飯郡高浜町田ノ浦			
距離	本巢市役所（岐阜県本巢市文殊 324 番地）から約 105km			
号機	1号機	2号機	3号機	4号機
電気出力	82.6万kW	82.6万kW	87.0万kW	87.0万kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	244.0万kW	244.0万kW	266.0万kW	266.0万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S49. 11. 14	S50. 11. 14	S60. 1. 17	S60. 6. 5

事業者名	北陸電力株式会社	
発電所名	志賀原子力発電所	
所在地	石川県羽咋郡志賀町赤住	
距離	本巢市役所（岐阜県本巢市文殊 324 番地）から約 175km	
号機	1号機	2号機
電気出力	54万kW	120.6万kW
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	改良型沸騰水型軽水炉
熱出力	159.3万kW	392.6万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	H5. 7. 30	H18. 3. 15

事業者名	中部電力株式会社				
発電所名	浜岡原子力発電所				
所在地	静岡県御前崎市佐倉				
距離	本巢市役所（岐阜県本巢市文殊 324 番地）から約 165km				
号機	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機
電気出力	54.0万kW	84.0万kW	110.0万kW	113.7万kW	138.0万kW
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	改良型沸騰水型軽水炉
熱出力	159.3万kW	243.6万kW	329.3万kW	329.3万kW	392.6万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S51. 3. 17 (運転終了 H21. 1. 30)	S53. 11. 29 (運転終了 H21. 1. 30)	S62. 8. 28	H5. 9. 3	H17. 1. 18

② 計画の基礎とすべき災害の想定

原子炉施設

- 原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能
〈本編 4-1〉 4

しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性のある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。従って、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

輸送中の事故

- 旧原子力安全委員会の防災指針付属資料「核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について」では、想定事象に対する評価結果として、「原災法の原子力緊急事態に至る可能性は極めて低く、仮に緊急事態に至った場合においても事故の際に対応すべき範囲は、一般に公衆被ばくの見点から半径15m程度」とされており、これを基本として、対策を講じる必要がある。

③ 予測される影響

- 広範囲に放射性物質が拡散するような事故を想定し、最寄りの原子力事業所（敦賀発電所）の位置において東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同様の放射性物質の放出があった場合、風向き、風速、降雨等の気象条件が重なれば、岐阜県が実施した「放射性物質拡散シミュレーション結果（平成24年9月公表。同年11月追補版公表。以下「シミュレーション結果」という。）により示される影響の可能性あることを踏まえ、必要な対策を進める。

④ 計画が対象とする地域の範囲

- 市は、指針の示す目安距離である「原子力施設から概ね30km」及び行政区域、その他の自然・社会的周辺状況を踏まえ、緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action Zone）外に位置しているが、シミュレーション結果を踏まえ、岐阜県の原子力災害対策を強化する地域（原子力災害対策強化地域）として位置付けられており、市全体を本計画による防災対策の実施対象地域とし、必要な措置を講じる。本市は以下の③に該当する。

対策強化地域

県のシミュレーションの結果、以下のケースとなる可能性が示された地域

- ① 甲状腺等価線量が週50ミリシーベルト以上となる可能性が示された地域
- ② 実効線量が年間100ミリシーベルト以上となる可能性が示された地域
- ③ 実効線量が年間20ミリシーベルト以上となる可能性が示された地域

※参考資料「図. 放射性物質拡散シミュレーション結果」

第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、県及び市が処理すべき事務又は業務の大綱については、次のとおりとする。また、指定行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、「本県市地域防災計画」第1部 総則－第2章－第2節「処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずるものとする。

1. 市

- (1) 市防災会議に関する事務
- (2) 原子力防災に関する広報、教育及び訓練
- (3) 通信連絡設備の整備
- (4) 防護資機材（避難誘導等に必要な資機材）の整備
- (5) 防護対策資料の整備
- (6) 災害対策本部等の設置、運営
- (7) 災害状況の把握及び通報連絡
- (8) 緊急時モニタリングへの協力
- (9) 市民の避難、屋内退避及び立入制限
- (10) 飲食物の摂取制限
- (11) 避難者等に対する避難帯域時検査、安定ヨウ素剤の配布等の原子力災害医療活動への協力
- (12) 緊急輸送、必需物資の調達
- (13) 放射性物質による汚染の除去への協力
- (14) 県が行う原子力防災施策への協力
- (15) 原災法及びその他関係法令等に基づく必要な処置

2. 県

- (1) 岐阜県防災会議に関する事務
- (2) 原子力防災に関する広報、教育及び訓練
- (3) 通信連絡設備の整備
- (4) モニタリング設備、機器の整備
- (5) 防護資機材（医療活動用資機材を含む）の整備
- (6) 防護対策資料の整備
- (7) 災害対策本部等の設置、運営
- (8) 災害状況の把握及び通報連絡
- (9) 緊急時モニタリング
- (10) 住民の避難（広域調整）及び立入制限
- (11) 飲食物の摂取制限
- (12) 避難者等に対する避難帯域時検査、安定ヨウ素剤の配布等の原子力災害医療活動
- (13) 緊急輸送、必需物資の調達
- (14) 放射性物質による汚染の除去
- (15) 市町村が処置する事務及び事業の指導、指示、あっせん等
- (16) 原災法及びその他関係法令等に基づく必要な処置

第2章 原子力災害事前対策

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第1節 情報の収集・連絡体制等の整備

- 市は、県、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

① 情報の収集・連絡体制等の整備

市と関係機関相互の連携体制の確保

- 市は、原子力災害に対し万全を期すため、確実な情報の収集・連絡体制を確保する。

機動的な情報収集体制

- 市は、機動的な情報収集活動を行うため、県と協議しヘリコプター、車両など多様な情報の収集・連絡体制を整備する。

情報の収集・連絡にあたる要員の指定

- 市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図る。

非常通信協議会との連携

- 市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

移動通信系の活用体制

- 市は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

- 市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

② 情報の分析整理と活用体制の整備

人材の育成・確保及び専門家の意見の活用体制

- 市は、県と連携し、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

- 市は、県と連携し、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努める。

防災対策上必要とされる資料

- 市は、県と連携し、応急対策の的確な実施に資するため、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要な資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、

定期的に更新するとともに、災害情報を集約する場所を備え付ける。

- 市は社会環境に関する資料等を災害対策本部設置予定施設に適切に備え付けるものとする。

＜整備を行うべき資料の例＞

① 原子力施設（事業所）に関する資料

- ア 原子力事業者防災業務計画
- イ 原子力事業所の施設の配置図

② 社会環境に関する資料

- ア 種々の縮尺の周辺地図
- イ 周辺地域の人口、世帯数（原子力事業所との距離別、方位別、要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）等の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）
- ウ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。）
- エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）
- オ 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、障害者支援施設、刑務所等）に関する資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む。）
- カ 緊急被ばく医療施設に関する資料（初期被ばく医療施設、二次被ばく医療施設それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）
- キ 対策拠点施設周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法

③ 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

- ア 周辺地域の気象資料（過去○年間の周辺測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）
- イ 県モニタリングマニュアルに示されたモニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定候補地点図（モニタリングルート図）
- ウ 線量推定計算に関する資料
- エ 平常時環境放射線モニタリング資料
- オ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
- カ 農林水産物の生産及び出荷状況

④ 防護資機材等に関する資料

- ア 防護資機材の備蓄・配備状況
- イ 避難用車両の緊急時における運用体制
- ウ 安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

⑤ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料

- ア 原子力事業者を含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）
- イ 原子力事業者との緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）
- ウ 状況確認および対策指示のための関係機関の連絡体制表

⑥ 避難に関する資料

- ア 地区ごとの避難計画（移動手段、集合場所、避難先、その他留意点を記載した住民配布のもの）
- イ 避難所運用体制（避難所、連絡先、運用組織等を示す、広域避難を前提とした市町村間の調整済のもの）

第2節 通信手段の確保

- 市は、国及び県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整する。

市町村防災行政無線の整備	市町村防災行政無線については、移動系防災無線未設置市町村の解消に努めるとともに、同報系の設置を推進する。なお、この場合、同報系にあっては、可聴範囲外地域の解消に努める。
災害に強い伝送路の構築	市は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。
機動性のある緊急通信手段の確保	市は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努める。
災害時優先電話等の活用	市は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。
通信輻輳の防止	市は、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておく。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、国（総務省）と事前の調整を実施する。
非常用電源等の確保	市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して設置等を図る。
保守点検の実施	市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うこと。

第3節 組織体制等の整備

- 市は、原子力災害時の応急対策活動を迅速かつ効果的に行うため、以下の体制を整備するとともに、マニュアル等を整備しておくものとする。

① 原子力災害警戒体制

- 市は、次の場合に原子力災害警戒体制をとる。
 - ・ 県から、市内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生の連絡があったとき
 - ・ 県から、原子力事業所において警戒事態に該当する事象（該当する自然災害を含む）が発生した旨の連絡があったとき

② 原子力災害警戒本部体制

- 市は、次の場合に、原子力災害警戒本部体制をとる。
 - ・ 県から、市内において核燃料物質等の事業所外運搬中における特定事象（原災法第10条第1項に規定する事象）発生の連絡があったとき
 - ・ 県から、原子力事業所において施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した旨の連絡があったとき
 - ・ 市長が必要と認めたとき

③ 災害対策本部体制

- 市は、次の場合に、災害対策本部を設置し非常体制をとる。
 - ・ 県の地域の一部が原災法第15条第2節に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき
 - ・ 県の地域の一部が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、原子力事業所において全面緊急事態が発生した場合
 - ・ 市長が必要と認めたとき

第4節 長期化に備えた動員体制の整備

- 市は、県及び関係機関と連携し、事態が長期化した場合の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

第5節 広域防災体制の整備

- 市及び防災関係機関は原子力防災体制について相互に情報交換し、防災対策の充実に努める。また、市は、他の市町村との応援協定の締結を図るなど広域的な応援体制の整備に努める。

① 防災関係機関相互の情報交換

- 市は、平常時から県、その他防災関係機関と、原子力防災体制に係る相互の情報交換を行い、防災対策の充実に努める。

② 広域的な応援協力体制の整備

- 市は、緊急時における広域的な応援体制の整備を図るため、県の協力のもと、他の市町村

等との相互応援協定等の締結等、他の市町村との連携を図る。

③ 緊急消防援助隊の受入体制の整備

- 市は、消防相互応援体制を整備するとともに、緊急消防援助隊の派遣要請のための手順や受入体制の整備に努める。

④ 自衛隊の災害派遣要請等の体制の整備

- 市は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておくよう要求する。
- 適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣が必要なのか、平常時よりその想定を行っておく。

第6節 緊急時モニタリング体制の整備

- 市は、県、国、関係機関等が実践する緊急時モニタリングが円滑に行われるよう、必要な情報の提供、要員の移動手段の提供等に協力できる体制の整備に努める。

第7節 屋内退避、避難等活動体制の整備

- 市は、全面緊急事態となった場合は、事態の進展に応じ屋内退避を行うこと、及び放射線物質の放出後は、計測可能な判断基準（OIL）に基づく避難を行うことを基本とした県が策定する「原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針」（以下「広域避難方針」という。）を踏まえ、国、県及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画を作成するとともに、避難体制の整備等に努める。

① 避難計画等の作成

- 市は、県の支援により屋内退避及び避難計画を策定する。
- 本市は、県のシミュレーションで年間実効線量が20ミリシーベルト以上となる可能性が示された対策強化地域であり、県境を超えるような避難のあり方については、今後の国・県の検討結果等において、計画を作成するものとする。

② 避難所等の整備

避難所等の整備

- 市は、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得て一時集結所や避難所としてあらかじめ指定する。
- 市は避難場所の指定にあたっては、風向等の気象条件により避難場所が使用できなくなる可能性を考慮し、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推

進する等、広域避難体制を整備する。

- 避難所として指定された建物については、要配慮者に十分配慮するとともに、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

- 市は、県等と連携し、市民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努める。また、市は、県と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等を確保する。

コンクリート屋内退避体制の整備

- 市は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努める。

広域一時滞在に係る応援協定の締結

- 市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。また、市は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

応急仮設住宅等の整備

- 市は、国、県、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能性を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。

被災者支援の仕組みの整備

- 市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

避難場所における設備等の整備

- 市は、県と連携し、避難場所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者等にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

物資の備蓄に係る整備

- 市は、県と連携し、指定された避難場所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難場所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。

③ 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

- 市は、県の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

- ① 要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報を把握の

上、関係者との共有に努める。

②要配慮者及び一時滞在者に災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、情報伝達体制を整備する。

③避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に一層努める。

- 市は、県の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者の避難誘導を行う。また、平常時より、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら、要配慮者に関する情報の共有を図るとともに、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制の整備を図る。また、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮する。
- 市は、県の助言のもと、これらの検討を踏まえ、要配慮者避難支援計画等の整備に努める。
- 病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。
- 社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図る。

④ 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

- 市は、県の協力のもと、要配慮者及び一時滞在者への対応を強化するため、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意し、次の項目に取り組むものとする。

⑤ 避難場所・避難方法等の周知

- 市は、避難場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む）、屋内退避の方法等について、日頃から市民への周知徹底に努める。
- 避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、防災業務関係者及び対象となる市民が共通して認識することが必要となる。市は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、情報収集事態（福井県敦賀市又は美浜町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（福井県において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。以下同じ）及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておく。また、市民等に対し、具体的な避難指示の伝達方法とともに、これらの計画の周知を行う。

⑥ 広域的な避難に係る協定の締結

- 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、県とも連携を図りながら、他都道府県の市町村との広域一時滞在に係る相互応援協定等を締結する等、広域避難体制の整備に努める。
- 広域避難計画については、国・県の動向を注視し、県の計画が指されたときに整備に着手する。

第8節 学校、医療機関等における対応

① 学校、保育所等における対応

- 学校、保育所等の施設管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、避難指示等が出された場合の保護者による生徒等引き取り手順、帰宅方法を定めるとともに、防災教育・防災訓練の実施に努める。
- 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校、保育所等の施設管理者が、適切な防災訓練等を実施できるよう、必要な指導・支援・助言等を行う。

② 病院等医療機関、社会福祉施設における対応

- 病院等医療機関や介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、国、県及び市と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者や入所者等の移送に必要な資機材の確保、防災関係機関との連携方策等に関する対応方針等をあらかじめ定めしておくよう努める。

第9節 原子力災害医療活動に係る体制整備

- 市は、県が実施する避難退域時検査や、安定ヨウ素剤配布・服用指示、避難者の健康管理等の原子力災害医療活動に協力するための体制の整備に努める。

第10節 飲食物の摂取制限等に関する体制整備

- 市は、県及び国による飲食物の摂取制限指示が出された場合に備え、市民への指示伝達、周知方法等をあらかじめ定めるとともに、市民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておく。

第11節 緊急輸送活動体制の整備

① 専門家の移送体制の整備

- 市は、量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力する。

② 緊急輸送路の確保体制等の整備

- 市は、市の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努める。

第12節 防災業務関係者の安全確保に必要な資機材等の整備

- 市は、県及び関係機関と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保を図るための資機材の整備に努める。
- また、市は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、県及び関係機関と相互に密接な情報交換を行う。

第13節 市民等への的確な情報伝達体制の整備

- 原子力災害が発生した場合、市民に対し災害情報等を迅速かつ的確に提供するため、市は、県と連携し、市民等に提供すべき情報節目の整理や多様なメディアの活用等情報提供体制の整備を図る。

① 情報項目の整理

- 市は、国及び県と連携し、情報収集事態又は警戒事態発生後の経過に応じて市民等に提供すべき情報の項目について整理しておくものとする。
- なお、原子力災害においては、専門的な用語を用いた情報が多くあることから、分かりやすく正確な表現を用いることを念頭に置き、情報項目の整理を行う。

② 情報提供体制の整備

- 市は、県と連携し、市民及び報道関係機関に対する的確な情報を継続的に提供できるよう、その体制の整備を図る。
- 情報提供体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に提供されるよう、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員等との協力・連携に努める。

③ 住民相談窓口の設置等

- 市は、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておく。

④ 多様なメディアの活用体制の整備

- 市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、CATV、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送の活用や災害情報共有システム（**Lアラート**）等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第14節 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及啓発

- 市は、県及び原子力事業者と協力して、市民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について継続的な広報活動を実施する。
 - ① 放射性物質及び放射線の特性に関すること
 - ② 原子力施設の概要に関すること
 - ③ 原子力災害とその特性に関すること
 - ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
 - ⑤ 屋内退避所や避難、安定ヨウ素剤の予防服用等、緊急時にとるべき行動及び留意事項等に関すること
- 防災知識の普及・啓発に際しては、市民等の理解を深めるため、分かりやすい表現を用いた資料の作成や説明に努める。

第15節 防災訓練の実施

- 市は、県と連携して定期的に訓練を実施し、防災業務関係者の技術の習熟、防災関係機関相互の連携等を図る。

第16節 防災業務関係者の人材育成

- 市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、県等が実施する原子力防災に関する研修に、防災業務関係者を積極的に参加するなどして、人材育成に努める。また、市は県と連携して、又は専門家を招へいする等により、次に掲げる事節等について、原子力防災業務関係者に対する研修を実施する。
 - ① 原子力防災体制に関すること
 - ② 原子力施設の概要に関すること
 - ③ 原子力災害とその特性に関すること
 - ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
 - ⑤ モニタリング実施方法及び機器に関すること
 - ⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること
 - ⑦ 緊急時に市、県及び国等が講じる対策の内容に関すること
 - ⑧ 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
 - ⑨ 避難退域時検査、安定ヨウ素剤予防服用等に関すること
 - ⑩ その他緊急時対応に関すること

第17節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

- 市内における核燃料物質等の運搬中の事故による原子力災害の発生及び拡大の防止のため、

市内において核燃料物質等の運搬を予定する原子力事業者及び運搬を委託された者（以下「輸送に係る事業者等」という。）、市、県、警察、消防機関は、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等、運搬中事故の特殊性を踏まえつつ、事故時の措置を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図る。

① 輸送に係る事業者等

- 輸送に係る事業者等は、次に掲げる事故時の措置が迅速かつ的確に実施できるよう、応急措置の内容、対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際には、これらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。また、事故時の措置を迅速かつ的確に実施するために、必要な要員を適切に配置する。
 - ① 市、国、県、警察、消防機関等への迅速な通報
 - ② 消火、延焼防止の措置
 - ③ 核燃料輸送物の安全な場所への移動、関係者以外の者の立ち入りを禁止する措置
 - ④ モニタリングの実施
 - ⑤ 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
 - ⑥ 核燃料物質等による汚染・漏えいの拡大防止及び除去
 - ⑦ 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
 - ⑧ その他核燃料物質等による災害を防止するために必要な措置

② 県及び市

- 県及び市は、事故の状況把握及び関係機関への連絡体制を整備するとともに、国の指示に基づき、又は独自の判断により、事故現場周辺の市民等の避難等、一般公衆の安全を確保するための必要な措置を実施するための体制を整備する。

③ 警察

- 警察は、事故の状況把握並びに事故の状況に応じて警察職員の安全確保を図りつつ、輸送に係る事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するための体制を整備する。

④ 消防機関

- 消防機関は、事故の通報を受けた場合の県への報告、事故の状況把握並びに事故の状況に応じて消防職員の安全確保を図りつつ、輸送に係る事業者等と協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

第3章 緊急事態応急対策

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものである。

ただし、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第1節 通報連絡、情報収集活動

- 市は、県から、情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に関する連絡があった場合、速やかに、災害等の状況把握のため、情報収集伝達を行う。

① 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

情報収集事態が発生した場合

- 市は、県から連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡する。

警戒事態又は施設敷地緊急事態に関する通報があった場合

- 市は、県から連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡する。

県のモニタリングポストで特定事象発生の通報を行うべき数値（毎時 $5\mu\text{Sv}$ ）の検出を発見した場合

- 県は、通報がない状態において県が設置しているモニタリングポストにより、施設敷地緊急事態等発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じて原子力事業者を確認を行う。

- 連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに現地の原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示することとされており、県はその結果について速やかに連絡を受ける。

② 応急対策活動情報の連絡

警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

- 県は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を収集するとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時国、市、警察及びその他防災関係機関に連絡するなど、相互の連絡を密にする

- 市は、県等から通報、連絡を受けた事項及び自ら行う応急対策活動の状況等について、指定地方公共機関等と密接に連絡を取る。

全面緊急事態における連絡等（緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡及び調整等）

- 県は、オフサイトセンター内に設置される原子力災害合同対策協議会に職員を派遣し、原子力
（本編 4-3） 1

施設の状況やモニタリング情報、市民避難や屋内退避の状況等について、常時継続的に必要な災害情報を共有し、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。

- 県は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、自ら行う緊急事態応急対策活動、被害の状況に関する情報を随時連絡するとともに、派遣職員は、国、原子力事業者、その他防災関係機関との共有情報等を県の災害対策本部に連絡する。
- 市は、県等から通報、連絡を受けた事項及び自ら行う応急対策活動の状況等について、指定地方公共機関等と密接に連絡を取るとともに、構図べき措置について県と調整を行う。

第2節 活動体制の確立

- 市は、原子力災害に対応するため、災害対策本部等を設置し、活動体制を確立する。

① 市の活動体制

原子力災害警戒体制

- 市は、次の設置基準に該当する場合には、情報収集及び関係機関との連絡調整を行うとともに、事態の推移に応じて原子力災害警戒本部体制に移行できる体制をとる。

設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ・市内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生の連絡があったとき。 ・原子力事業所において警戒事態が発生した旨の連絡が県からあったとき。 ・市長が必要と認めたとき。
体制をとる部（班）	別途マニュアルにて定める。
原子力災害警戒体制の廃止	<p>原子力災害警戒体制の廃止は、次の基準による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所の状況に鑑み、施設敷地緊急事態に至るおそれなくなり、国や原子力発電所所在県においても警戒体制を解除することとなったとき。 ・原子力災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき。

原子力災害警戒本部体制

- 市は、次の設置基準に該当する場合には、市長を本部長とする原子力災害警戒本部を設置する。

設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ・市内において核燃料物質等の事業所外運搬中における特定事象（原災法第10条第1項に規定する事象）発生について県から連絡があったとき。 ・原子力事業所における施設敷地緊急事態発生について県から連絡があったとき。
------	---

	・市長が必要と認めたとき。
体制をとる部（班）	別途マニュアルにて定める。
原子力災害警戒本部体制の廃止	原子力災害警戒本部の廃止は、次の基準による。 ・原子力災害警戒本部長が、原子力施設の事故が終結又は事故対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めるとき。 ・災害対策本部が設置されたとき。

災害対策本部体制

- 市は、次の設置基準に該当する場合には、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

設置基準	・本市又は県の地域の一部が原災法第15条第2節に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき。 ・本市又は県の地域の一部が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、原子力事業所において全面緊急事態が発生した場合。 ・市長が必要と認めたとき。
体制をとる部（班）	別途マニュアルにて定める。
災害対策本部体制の廃止	災害対策本部の廃止は、次の基準による。 ・原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。 ・災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めるとき。

② 応援要請及び職員の派遣要請等

- 市は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動要請依頼を行う。
- 市は、必要に応じ、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」及び県外都市との相互応援協定等により、県及び他の市町村に応援を要請する。

③ 自衛隊の派遣要請等

- 市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を依頼する。自衛隊の派遣要請手続きは、一般対策編による。

第3節 防災業務関係者の安全確保

- 市は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図る。

① 被ばく管理のための連携確保

- 市は、防災業務関係者の安全確保を図るため、災害対策本部（又は、現地災害対策本部）と現場指揮者との連携を密にして、適切な被ばく管理を行う。

② 防護対策

- 市は、必要に応じ、防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。
 - 市は、防護資機材に不足が生じ又は生じるおそれがある場合は、県やその他防災関係機関に対し、防災資機材の調達を要請する。
- ③ 防災業務関係者の被ばく管理
- 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。
 - 市は、県と連携し職員の被ばく管理を行う。
 - 市、県、警察は、国の緊急時医療本部及び被ばく医療に係る医療チームと、緊密な連携のもと被ばく管理を行う。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得る。

第4節 緊急モニタリング活動

- 市は、県、国、関係機関等が実践する緊急時モニタリングが円滑に行われるよう、必要な情報の提供、要員の移動手段の提供等に協力できる体制の整備に努める。

第5節 屋内退避、避難等の防護活動

- 市は、県と連携し、緊急時モニタリング結果、指針の指標（計測可能な判断基準：OIL）、及び原子力施設の状況等を踏まえた国の判断、指示に基づき、屋内退避、避難等の防護活動を行うことを基本とする。

ただし、国からの指示がない場合であっても、県が、気象条件、原子力施設の状況等を踏まえ、初動時の予防的対応が必要と判断した場合は、市は、県の指示に基づき、住民に対し屋内退避の指示等を行う。

また、住民避難の支援が必要な場合は、県に支援を要請する。
- ① 避難・屋内退避の対応方針
- 初動時における予防的対応（屋内退避）
- 施設敷地緊急事態発生時
市は、施設敷地緊急事態発生時には、国の要請又は県の独自の判断による指示・助言を参考に屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。
 - 全面緊急事態発生時
市は、住民に対し、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を継続する。

- 原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合
市は、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合は、県からの指示に基づき屋内退避を指示する。

避難等に係る判断、指示

- 市は、県から国の避難等の指示案の伝達があった場合は、当該指示案に対する意見の調整を県と行う。その後、県を通じて国からの指示があった場合は、住民に対し、避難を指示する。
このように、国の判断に基づき対応することを基本とするが、県内におけるモニタリング結果等により、県災害対策本部が特に速やかな避難等の対応が必要と認めた場合は、県の意見を踏まえ、避難等を指示する。

② 避難の実施

- 市及び県は、「広域避難方針」に基づき、災害時相互応援協定等を活用する他、国の原子力災害対策本部等に対し支援を要請し、避難先を決定する。県外への避難が必要となった場合には、広域避難方針に基づき対応するとともに、中部9県1市相互応援協定、県外都市との災害時相互応援協定等を活用する他、国・県等に対し支援を要請し、避難先を決定する。
- 避難は、自家用車等による避難を原則とするが、これによる避難が困難な場合は、県及び市が所有する車両又は県及び市が支援要請した公共輸送機関による避難を行う。
- 市は県と協力し、市民に対し、避難先、避難経路を周知のうえ、避難誘導を実施する。また県は、避難退域時検査場所の所在、災害の概要その他避難に資する情報の提供を行う。
- 県及び市は、避難の実施にあたり、関係機関と連携するとともに、関係機関は、支援、協力を努める。

③ 避難場所

- 市は、県の支援のもと、避難所の適切な運営管理を行う。原子力災害発生時において、特に留意すべき点は、以下のとおり。

避難所の確保

- 市は、県と連携し、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。
- 市、県は国と連携し、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等を勘案し、必要に応じ、他の施設への移動を避難者に促す。
- 市、県は、国と連携し、避難の長期化等を踏まえ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、
- 必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

避難者への心身のケア

- 市は、県と連携し、被災者の健康状態を十分に把握し、心のケアを含めた対策を行う。

安定ヨウ素剤の服用に係る説明及び準備

- 市は、県と連携し、必要がある場合は、指針等を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁止事節等について避難者へ説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行う。

第6節 要配慮者等への配慮

- 市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者等及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、二次避難所への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者等に向けた情報の提供についても十分配慮する。

第7節 原子力災害医療活動

- 市は、県に協力し、緊急時において市民等を原子力災害から保護するため、避難退域時検査、安定ヨウ素剤の予防服用等の原子力災害医療活動に必要な体制を整備する。
- ① 市民に対する避難退域時検査の実施
 - 市は、県が実施する避難退域時検査が円滑に行われるよう協力する。
 - ② 安定ヨウ素剤の配布、服用指示
 - 市は、国の指示に基づき、県から安定ヨウ素剤の配布及び服用を指示された場合は、市内のコンクリート造りの公共施設等において、医療従事者の立会いのもと、住民に対し安定ヨウ素剤の配布・服用を指示する。
 - 安定ヨウ素剤の予防服用の対象年齢、事前配布の要否、医療従事者立会いの考え方等については、「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」（原子力規制庁平成25年7月19日作成。平成27年12月24日最終修正。）によるものとする。

第8節 飲食物の摂取制限・出荷制限並びに飲食物の供給・分配

- ① 飲料水、飲食物の摂取制限及び解除
 - 市は、指針の指標を踏まえた国及び県の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止及び汚染飲食物の摂取制限について、市民に周知する等、必要な措置を講じる。
- ② 農林水産物等の採取及び出荷制限
 - 市は、県から、国の指針、指導及び助言等を踏まえ農林畜水産物の採取及び出荷制限措置があった場合は、これに協力するものとする。また、市は実施する措置について、県とともに内容について、生産者、地域住民等への周知徹底及び注意喚起に努める。
- ③ 飲食物、生活必需品等の供給、分配及び調達

- 市は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。
- 市は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、県等に対し、物資の調達を要請する。

第9節 緊急輸送活動

- 市、県及びその他防災関係機関は、原子力災害が発生した場合に、避難者、専門家、モニタリング要員、原子力災害医療活動要員の移送、飲食物の搬送等を円滑に実施するため、緊急輸送並びにその支援活動を行う。

① 緊急輸送活動

緊急輸送の対象

- 緊急輸送の対象は、以下のものとする。
 - ① 避難者及び避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
 - ② モニタリング、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布・服用指示に必要な人員及び資機材
 - ③ 緊急事態応急対策要員及び必要な資機材
 - ④ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
 - ⑤ その他緊急に輸送を必要とするもの

緊急輸送の順位

- 緊急輸送の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、次の順位を原則として調整する。

第1位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数のグループのメンバー

第2位 避難者、災害状況の把握、進展予測のための専門家・資機材

第3位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材

第4位 市民の生活を確保するために必要な物資

第5位 その他緊急事態応急対策のために必要となるもの

緊急輸送体制の確立

- 市は、県及び関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送活動を実施する。

第10節 市民等への的確な情報伝達活動

- 市は、国及び県と連携し、原子力災害に関する情報を、多様な手段により迅速かつ的確に、分かりやすく提供するとともに、市民等の問い合わせに対応するため、相談窓口を設置する。

① 市民等への情報提供活動

市民への広報

- 市は、市民等への情報提供を図るため、次の方法等、利用可能な様々な手段を用いて情報提供活動を実施する。
 - ① 市防災行政無線
 - ② 広報車
 - ③ 自主防災組織・自治会、民生委員・児童委員との連携
 - ④ その他の方法
- また、市は、以下の事項について情報提供活動を実施する。
 - ① 事故・災害等の概況（モニタリング結果を含む）
 - ② 緊急事態応急対策の実施状況
 - ③ テレビ、ラジオの報道、防災行政無線等に注意するよう呼びかけ
 - ④ 避難住民を受け入れる場合、避難住民の受入を行う旨及び車両の運転を控える等、避難を円滑に行うための協力呼びかけ
 - ⑤ 不安解消のための市民に対する呼びかけ

実施方法

- 市民等への情報提供に当たっては、以下のことに配慮する。
 - ① 情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ例文を準備し、専門用語や曖昧表現は避け、分かりやすく誤解を招かない表現を用いる。
 - ② 市民が利用可能な媒体を活用し、繰り返し広報するなど、情報の空白時間が生じないよう定期的な情報提供に努める。

広報内容及び要配慮者への配慮

- 市は、市民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（事故の状況、緊急時モニタリング結果等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果、及び出荷制限等の状況、避難情報、緊急時における留意事節、安否情報、医療機関などの情報、市、国、県等が講じている対策に関する情報、交通規制など市民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。その際、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等と連携し、要配慮者に配慮した情報提供を行う。

② 市民等からの問い合わせに対する対応

- 県及び市は、市民等からの問い合わせに速やかに対応するため、窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。

第11節 文教対策

- 学校等は、原子力災害時における生徒等の安全を確保するため、必要な対策を講じるとともに、避難所となった場合でも、適切な学校運営を図る。

① 生徒等の安全確保措置

- 学校等は、原子力災害が発生したときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休校等の措置を行う。
- 学校等は、原子力災害が発生したときは、災害の状況に応じて、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

② 避難所となる場合の対応

- 公立の学校等は、市から要請があった場合、学校施設の安全性を確認した上で、体育館等を避難所として開放するとともに、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、避難所運営マニュアル等に基づき、避難住民等の受入れをはじめとした避難所運営を支援する。

第12節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する応急対策

① 輸送に係る事業者等

- 輸送に係る事業者等は、核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合は、速やかに県に通報する。県は、通報の内容を市に連絡する。また、当該事故に伴い特定事象（原災法第10条第1項に規定する事象）に該当するに至った場合には、輸送に係る事業者等の防災管理者は、直ちにその旨を国、県、市、警察、消防機関など関係機関に文書により通報し、主要な機関に対してはその着信を確認する。
- 輸送に係る事業者等は、直ちに、携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。

② 県及び市

- 県及び市は、相互に協力して事故の状況把握に努めるとともに、国の主体的な指導のもと、関係機関と連携して、事故現場周辺の市民避難指示等必要な措置を講じる。

③ 警察

- 事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、輸送に係る事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

④ 消防機関

- 事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、その状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、輸送に係る事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

第4章 原子力災害中長期対策

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

第1節 緊急事態解除宣言後の対応

- 市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

第2節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

- 市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定する。

第3節 放射性物質による環境汚染への対処

- 市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第4節 各種制限措置の解除

- 市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行う。また、解除実施状況を確認する。

第5節 災害地域住民に係る記録等の作成

① 災害地域住民の記録

- 市は、避難及び屋内退避の措置をとった市民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

② 災害対策措置状況の記録

- 市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

第6節 被災者等の生活再建等の支援

- 市は国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。
- 市は国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。
- 市は県と連携し、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第7節 風評被害等の影響の軽減

- 市は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。

第8節 被災中小企業等に対する支援

- 市は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付及び中小企業体質強化資金貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行う。
- 被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第9節 心身の健康相談体制の整備

- 市は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。